



# 山形県公報

平成29年1月20日(金)  
第2813号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局)…33
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同)…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課)…34
- 平成28年度自衛官候補生の募集……………(市町村課)…同
- 平成29年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課)…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課)…35
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員)…38
- 同……………(同)…同
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院)…39
- 同……………(こころの医療センター)…41

## 告 示

### 山形県告示第53号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成29年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 |       | 売りさばき所の所在地         | 承認年月日       |
|--------|-------|--------------------|-------------|
| 変 更 前  | 変 更 後 |                    |             |
| 山村 芳達  | 山村 弘子 | 東置賜郡高畠町大字高畠692番地の6 | 平成29. 1. 10 |

### 山形県告示第54号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成29年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                       |                       | 売りさばき所の所在地               | 廃止年月日       |
|------------------------------|-----------------------|--------------------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名                    | 所 在 地                 |                          |             |
| 全国農業協同組合連合会<br>代表理事理事長 成清 一臣 | 東京都千代田区大手町一丁目<br>3番1号 | 東田川郡庄内町家根合字中荒<br>田21番地の2 | 平成29. 2. 28 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人あおぞら
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 しず子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市大町13番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市及び周辺地域で生活する学齢前の乳児・幼児の保育事業や学童の保育事業を行い、地域住民の子育て支援の拠点として機能することにより、生き生きとした社会生活ができるまちづくりの向上に寄与することを目的とする。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成29年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                       | 試験期日          | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期            |
|----------------|----------------------------|---------------|------------------------------|--------|------------|-----------------|
| 自衛官候補生<br>(男子) | 平成29年1月21日（土）から同年2月7日（火）まで | 平成29年2月12日（日） | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 平成29年3月下旬又は4月上旬 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成29年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

| 区分 | 期 日           | 時 間                 | 場 所     |
|----|---------------|---------------------|---------|
| 筆記 | 平成29年4月22日（土） | 午前10時30分から午後4時30分まで | 別途指定する。 |
|    | 平成29年4月23日（日） | 午前10時から午後4時30分まで    |         |
| 実技 | 平成29年7月2日（日）  | 別途指定する。             | 別途指定する。 |

## 2 受験手続

受験申請書を平成29年1月31日（火）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成29年1月31日（火）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。

## 3 その他

- (1) 平成29年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、平成29年1月20日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
- イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
  - ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法
- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                         | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |     |
|------------------|-----------------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                             | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営中田第1ア<br>パート1号 | 米沢市中田町<br>658-3             | 2DK  | 54.7                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 17,500                  | 20,200                             | 23,100                             | 26,100                             | 29,800                             | 34,400                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 单身可 |
| 同 太田町アパ<br>ート2号  | 同 太田町五<br>丁目1-10            | 3DK  | 74.0                          | 1    | 一般用               | 23,600                  | 27,200                             | 31,100                             | 35,100                             | 40,100                             | 46,300                             |                          | 单身可 |
| 同                | 同                           | 同    | 74.0                          | 1    | 同                 | 23,600                  | 27,200                             | 31,100                             | 35,100                             | 40,100                             | 46,300                             |                          |     |
| 同 3号             | 同                           | 同    | 74.0                          | 1    | 同                 | 23,900                  | 27,600                             | 31,500                             | 35,500                             | 40,600                             | 46,900                             |                          |     |
| 同 中田第2ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>901-2              | 同    | 54.6                          | 1    | 同                 | 13,000                  | 15,000                             | 17,200                             | 19,400                             | 22,200                             | 25,600                             |                          |     |
| 同 成島アパー<br>ート1号  | 同 成島町三<br>丁目2-96            | 同    | 58.0                          | 2    | 同                 | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400                             | 30,400                             |                          |     |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3              | 同    | 68.2                          | 1    | 同                 | 21,800                  | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,200                             | 42,900                             |                          |     |
| 同 2号             | 同                           | 同    | 68.8                          | 1    | 同                 | 22,600                  | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500                             | 44,400                             |                          | 单身可 |
| 同                | 同                           | 同    | 68.8                          | 1    | 同                 | 22,600                  | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500                             | 44,400                             |                          |     |
| 同 城北アパー<br>ート2号  | 同 城北二丁<br>目3-62             | 2DK  | 50.1                          | 1    | 同                 | 18,000                  | 20,800                             | 23,800                             | 26,800                             | 30,600                             | 35,400                             |                          |     |
| 同 桜木アパー<br>ート2号  | 同 南陽市三間通<br>1229-1          | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同                 | 15,800                  | 18,300                             | 20,900                             | 23,600                             | 27,000                             | 31,100                             |                          |     |
| 同 大町アパー<br>ート    | 同 東置賜郡高島町<br>大字高島695-<br>12 | 同    | 58.0                          | 1    | 同                 | 13,800                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,500                             | 27,100                             |                          |     |
| 同 館之北アパ<br>ート    | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>-1    | 2DK  | 53.3                          | 1    | 同                 | 15,300                  | 17,700                             | 20,200                             | 22,800                             | 26,000                             | 30,100                             | 单身可                      |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成29年2月1日から同月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、平成29年2月7日までの消印のあるもの限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年3月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成27年6月5日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成28年12月22日付けで山形県知事から通知があった。

平成29年1月20日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 所 管 課 | 監 査 結 果                                                                                                                                                   | 措 置 の 内 容                                                                    |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 県立病院課 | （新庄病院における固定資産の除却処理）<br>現物がないにもかかわらず、補正予算へ折り込むための時間的制約を理由に除却処理を行っていない固定資産が確認された。現金の支出を伴わない除却処理については、補正予算の時期によらず、除却処理を行う必要がある。                              | 固定資産管理マニュアルにより、除却処理は都度行うこととした。                                               |
| 県立病院課 | （1者随意契約理由）<br>河北病院及び鶴岡病院において「診療材料調達業務委託」を1者随意契約により行っているが、その理由書に記載された「全国的なデータ及び県立他病院のデータを持つ業者が他にないこと」では、理由として不十分である。1者随意契約の適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載するべきである。 | （こころの医療センター：旧県立鶴岡病院）<br>1者随意契約に当たっては、適用要件を厳格に適用するとともに、契約の相手方を特定する理由を明確に記載した。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成28年6月3日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成28年12月22日付けで山形県知事から通知があった。

平成29年1月20日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 所 管 課<br>(対 象 公 社 等)               | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理課<br>( (公財) 山形<br>県建設技術セン<br>ター) | (1者随意契約理由(改修工事))<br>経営体制強化のため、1者随意契約により民間企業に委託して実施した事務室、役員室及びロッカー室の改修工事は、本来であれば複数者からの見積合わせを実施すべきである。<br>現状のように、1者随意契約とする場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、その適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。 | 今後とも、1者随意契約の適用要件を厳格に適用していくため、平成28年8月に、適用要件の解釈、留意点、理由書記載法などを示したマニュアルを作成し、組織全体で共有した。<br>また、平成28年9月1日に契約した業務委託の実施に当たっては、近隣地域で唯一可能な業者との1者随意契約としたが、遠隔地の業者の参考見積りと比較し、金額の妥当性を検証した。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院院内清掃等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年1月20日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
- (2) 日時 平成29年3月1日（水） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額と入札書に記載された金額のうち平成31年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額との合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち平成31年9月30日分までの金額の108分の100に相当する金額と平成31年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
  - (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
  - (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。
  - (8) 一般病床数250床以上の病院において、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成29年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
  - (9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係  
電話番号0233(22)5525
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
  - 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載した提出書類を平成29年2月20日（月）午後3時までに山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係に提出すること。
    - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
    - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
    - (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
    - (5) 詳細については入札説明書による。
  - 10 Summary
    - (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning business of Shinjo Prefectural Hospital: 1 set
    - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 1, 2017
    - (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立こころの医療センター清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年1月20日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市茅原字草見鶴51番地1 山形県立こころの医療センター中会議室
- (2) 日時 平成29年3月2日（木）午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センター清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

- (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (8) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数200床以上の病院で当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成29年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。

- (9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市茅原字草見鶴51番地1 山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係

電話番号0235(64)8100

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載した提出書類を平成29年2月17日（金）午前11時までに山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立こころの医療センターの都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Mental Care Center: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 2, 2017
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Mental Care Center, 51-1 Aza Somitsuru, Chiwara, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0019 Japan TEL 0235(64)8100